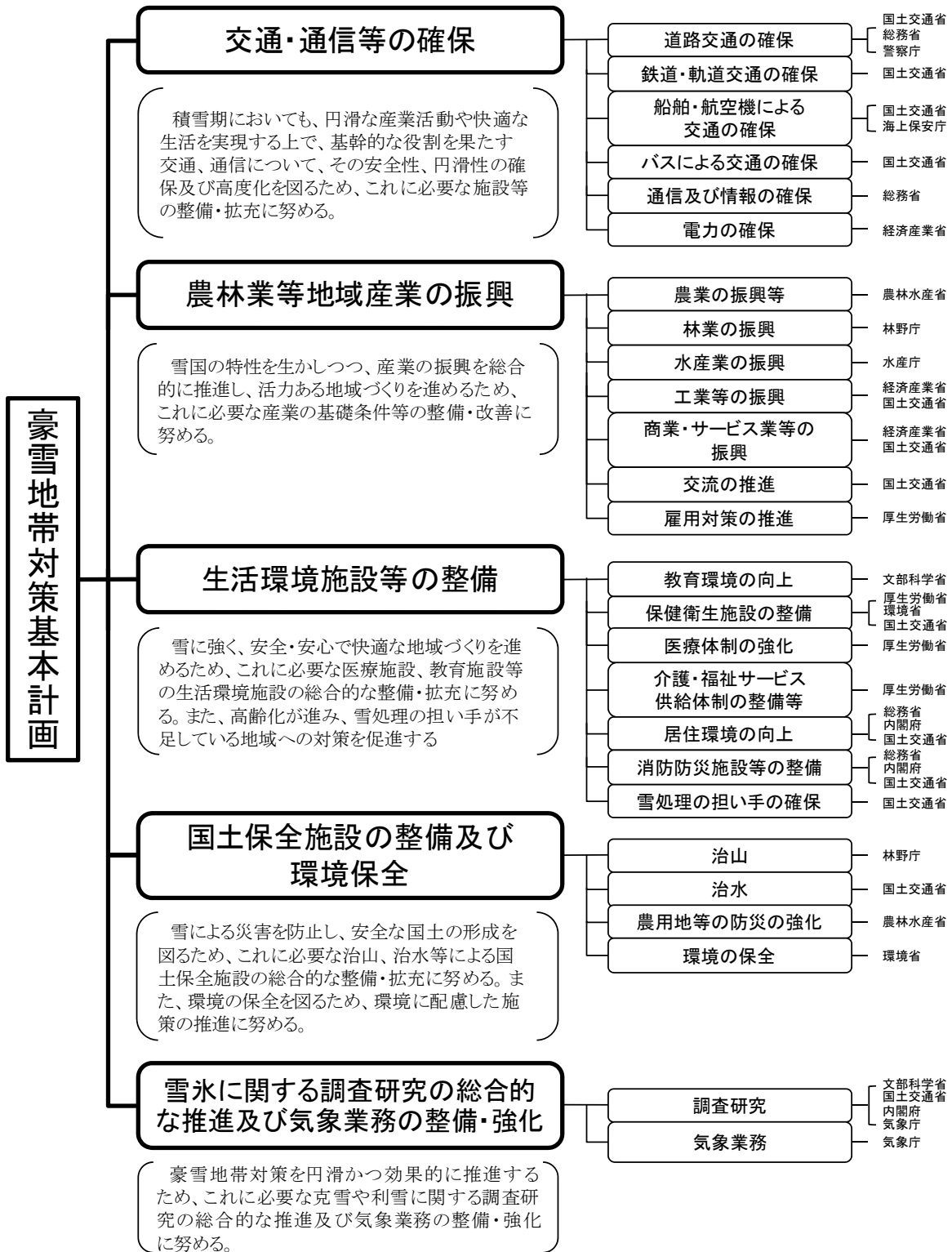


豪雪地帯対策の実施

豪雪地帯対策は、豪雪地帯対策基本計画（平成24年12月10日総務省・農林水産省・国土交通省告示第2号）に基づき、関係各省及び地方公共団体等で実施されている。



注) () 内は豪雪地帯対策基本計画の中の「基本計画の重点」の抜粋である。